群馬県立県民健康科学大学成績評価ガイドライン

1,（成績評価ガイドラインの趣旨）

群馬県立県民健康科学大学成績評価ガイドラインは、各授業科目の目標と成績との関係を全学的に統一した基準として示すことで、成績評価への公平性と信頼性を保証することを目的とする。

2,（成績評価ガイドラインの適用）

本ガイドラインは、学部及び大学院の成績評価において共通に用いるものとする。

3,（判定、評価、評点、評価基準、グレード・ポイント（GP））

成績に関する判定、評価、評点、評価基準、グレード・ポイント（GP）の対応関係は、以下のとおりとする。

判定	評価	評点	評価基準	GP
合格	A＊	90～100 点	授業科目の目標を十分に達成し、優秀な成果をおさめている	4
	B	80～89 点	授業科目の目標を十分に達成している	3
	C	70～79 点	授業科目の目標をおおむね達成している	2
	D	60～69 点	授業科目の目標を最低限度達成している	1
不合格	F	60 点未満	授業科目の目標を達成していないので再履修が必要である	0

＊講義及び演習科目においては、評価「A」の割合が原則 50%を超えないようにする。

4,（成績評価方法）

成績評価は、中間試験、期末試験、レポート・課題、小テスト、ルーブリック、プレゼンテーション、授業への取組状況などから、授業科目の形態、目標、内容にふさわしい評価方法をできるだけ複数選択して行う。

5,（学修成果の反映）

成績評価にあたり、選択した試験等の評価方法の内容には、受講及び自己学修を通して得られた学修成果が適切に反映されるように工夫する。

6,（成績評価基準の周知）

授業科目の目標と成績評価方法をシラバスに明記するとともに、各授業科目において目標に対する学修到達度と成績との関連を具体的に説明し、成績評価基準を教員・学生間で共有する。

7,（結果の返却と保管期間）
　採点後の試験答案やレポートなどは、できるだけ学生に返却する。何らかの理由により返却できない場合は、担当教員が 5 年間保管するものとする。

8,（同一名称等授業科目間での調整）
　名称等を同じくする授業科目が複数開講される場合は、必要に応じて、担当教員間で成績評価基準や方法に差が生じないよう調整する。

9,（実験科目の評価）
　実験科目では、原則として欠席がなく、期限内にレポート等が提出され、かつその内容が課題目標を「十分に達成している」場合にのみ、評価「B」以上を与えることができる。

10,（実習科目の評価）
　実習科目では、原則として欠席がなく、期限内に課題等が提出され、かつ実習内容が「十分に修得されている」場合にのみ、評価「B」以上を与えることができる。

11,（卒業研究等の評価）
　卒業研究等に関する成績評価は別に定める評価基準による。

12,（特別研究、課題研究、学位論文の評価）
　特別研究、課題研究、学位論文に関する評価は別に定める評価基準による。

13,（説明責任）
　成績評価方法及び結果が本ガイドラインから大きく逸脱している場合には、各学部・研究科の FD 責任者は成績評価者に対してその根拠や理由を確認する。

14,（ガイドラインの見直し）
　本ガイドラインは、妥当性、客観性、ならびに実現可能性の観点から、担当委員会において定期的な確認・評価を行い、必要に応じてその内容を見直すものとする。

　附則
このガイドラインは、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
　附則
このガイドラインは、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。